

# 一般社団法人大阪府私立病院協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大阪府私立病院協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、大阪府内に所在する私立病院が地域医療を推進するための機能の特殊性に鑑み、その一致協力により、会員相互間の連絡・協調を推進するとともに、健全なる運営、資質の向上を図りもって社会福祉増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)私立病院の管理、運営の調査研究並びに合理化の促進に関する事項
- (2)私立病院の融資、税制、医療制度、医療保険その他諸制度の調査、研究並びに改善に関する事項
- (3)医学、医術の調査研究に関する事項
- (4)私立病院職員の充足対策、教育指導、福利厚生及び表彰に関する事項
- (5)私立病院需要資材の調査、研究並びに調達に関する事項
- (6)関係機関、団体との連絡、調整に関する事項
- (7)その他この法人の目的達成に必要な事項

2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

### (会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### (任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2)総会員が同意したとき。
- (3)当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第 4 章 総会

#### (構成)

第 11 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

#### (権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第 13 条 総会は、定期総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集す

る。

- 2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、会員 1 名又は会員 1 病院につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員の設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 22 名以上 28 名以内

(2)監事 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を会長、4 名を副会長、10 名以上 15 名以下を常任理事とする。

- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員等の親族割合の制限)

第 21 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（保有株式等に係る議決権行使の制限）

第 22 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

（理事の職務及び権限）

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。また、常任理事は、会長の指示により、この法人の常務を執行する。

3 会長及び副会長は、3箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (名誉会長、顧問及び参与)

- 第 28 条 この法人に、若干名の名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 名誉会長は、倫理及び懲罰に関する職務を行う。
  - 3 顧問は、会長の相談に応じ、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。
  - 4 参与は、会長の定めるところにより、専門的事項について会務に参画する。
  - 5 名誉会長は、この法人の会長の経験者にして功労のあった者をあてることができ、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
  - 6 顧問及び参与は、この法人に功労のある者又は学識経験者の中から理事会において推挙し、総会の決議を経て会長が委嘱する。
  - 7 名誉会長、顧問及び参与の任期は、会長の任期による。
  - 8 名誉会長、顧問及び参与の報酬は、無報酬とする。

### 第 6 章 理事会

#### (構成)

- 第 29 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

- 第 30 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1)この法人の業務執行の決定
  - (2)理事の職務の執行の監督
  - (3)会長及び副会長の選定及び解職

#### (招集)

- 第 31 条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

- 第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

- 第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### 第 7 章 裁定委員会

#### (委員会の設置及び構成)

- 第 34 条 この法人に裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、5名の裁定委員をもって構成する。

(委員の選出及び任期)

第35条 裁定委員は、総会において会員の中から選出する。

2 裁定委員の任期は、第25条第1項(理事の任期)の規定を準用する。

3 裁定委員は、本会の役員を兼ねることはできない。

(委員の職務)

第36条 裁定委員会は、会員の身分についての審議及び紛議の調停ならびに会員間の紛争についての調停を行う。

(委員会の規則)

第37条 裁定委員会に関し必要な事項は別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第 43 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若し

くは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40

条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。